

島名・福田坪地区

まちづくりニュース



- P.1 審議会・協議会を開催しました
土地区画整理審議会委員の改選のお知らせ
- P.2 使用収益開始の状況についてお知らせします
島名・福田坪地区に新たな公園が開園しました
- P.3 (仮称)香取台地区小学校を知ろう!
- P.4 令和3年度 工事箇所について



島名・福田坪地区の皆様には、日頃から土地区画整理事業に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度前半では、地区北西部などで新たに使用収益を開始いたしました。令和3年9月5日には土地区画整理審議会委員の改選に伴い選挙を実施する予定です。

本号では、8月に開園した香取台なかだい公園や、令和5年4月に開校が予定されている（仮称）香取台地区小学校についてお知らせいたします。

■ 審議会・協議会を開催しました

第55回審議会

開催日:令和3年7月1日(木)
場所:茨城県土浦土木事務所つくば支所

- 1) 評価員の選任について（諮問）
- 2) 換地設計の一部変更について（諮問）
- 3) 保留地の一部変更について（諮問）
- 4) 仮換地指定について（諮問）
- 5) 仮換地の軽微な変更について（報告）



第61回協議会

開催日:令和3年7月1日(木)
場所:茨城県土浦土木事務所つくば支所

- 1) 令和3年度事業予定について
- 2) 分譲結果について
- 3) 第5期土地区画整理審議会委員の選挙について
- 4) 協議難航箇所に関する経過報告について



※今回は、コロナ禍の状況を踏まえ、マスク着用・検温・消毒など感染対策を実施のうえ開催いたしました。

■ 土地区画整理審議会委員の改選のお知らせ

これまで、現審議会委員の方々により保留地の決定や仮換地の指定等について審議等がなされてきましたが、令和3年9月24日をもって任期が満了となります。そのため、**土地区画整理審議会委員の選挙を実施する予定です。**

土地区画整理審議会委員選挙の流れ

審議会選挙期日の公告
選挙人名簿の縦覧の公告 : 5/31

選挙の内容等については5月31日に公告され、5月28日付けで権利者の皆様へお知らせしました。

選挙人名簿の縦覧 : 6/30
~ 7/13

選挙人名簿に異議がある場合は、縦覧期間中に施行者へ異議の申出をすることができます。今回は6月30日～7月13日の期間で縦覧を行いました。

選挙人名簿の確定の公告
選挙すべき委員の数の公告 : 8/2

本地区の審議会委員の定数は20人となっており、土地所有者及び借地権者の中から選出される委員が16人、施行者が選任する学識経験委員が4人となっています。8月2日に公告されました。

立候補の受付 : 8/2
~ 8/12

立候補の仕方について権利者の皆様へお知らせします。今回は、8月2日～8月12日の期間中に立候補を受け付け、資格審査を行いました。

立候補者の氏名・住所の公告
及び投票を行う旨の公告
又は投票を行わない旨の公告 : 8/26

立候補者の氏名と住所の公告は、8月26日の茨城県報に掲載されました。なお、投票を行う場合は、選挙場、投票時間、開票日時の公告を行います。

投票 : 9/5

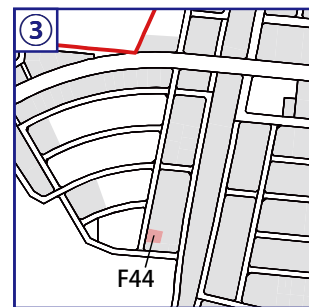
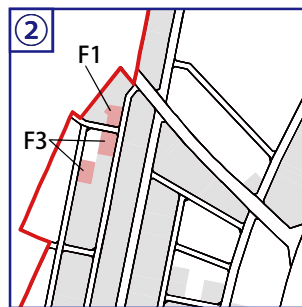
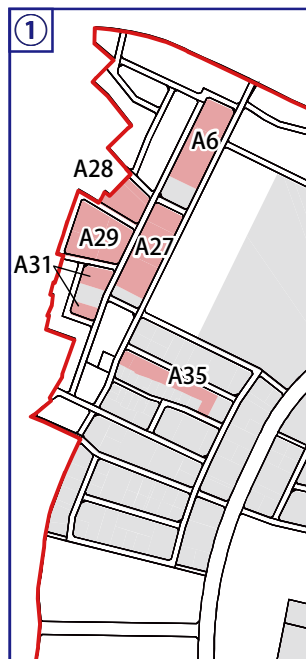
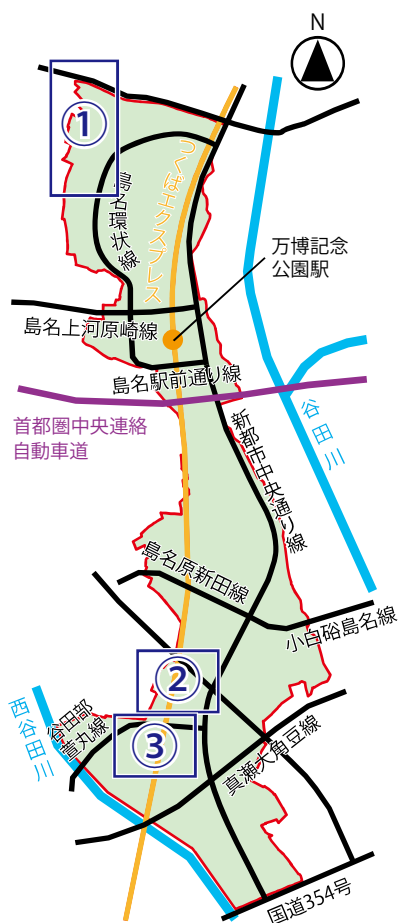
9月5日に選挙を実施し、即日開票されます。定員を超える立候補がなかった場合、投票は行いません。

審議会委員選挙の結果 : 9/22

選挙結果は9月22日の茨城県報に掲載され、島名・福田坪地区の新たな審議会委員が公告されます。

■使用収益開始の状況についてお知らせします

今年度の前半は、**地区北西側のA街区、南西側のF街区**において、新たに使用収益を開始いたしました。これにより、当地区の宅地全体約130haの内、**約87ha(約67%)**について、**使用収益開始済**となっております(令和3年8月1日時点)。



使用収益開始箇所
 (令和3年4月1日～令和3年8月1日時点まで)
 使用収益開始済箇所
※使用収益開始箇所及び開始済箇所には整備済保留地を含む

※使用収益開始とは

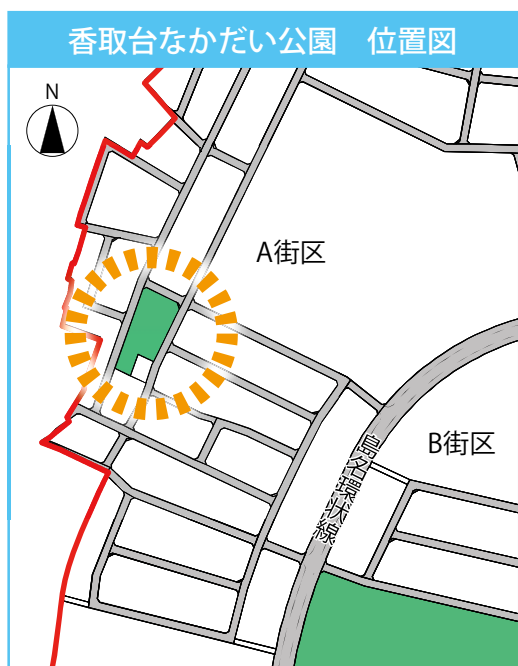
「宅地の造成」や隣接する「道路」及び「上・下水道、ガス等の供給処理施設」工事が完了し、換地先(仮換地)の土地が使えるようになることです。

※土地の区画形質の変更(造成等)や建物の新築等を行う場合には、土地区画整理法第76条の申請などが必要です。



■島名・福田坪地区に新たな公園が開園しました

令和3年8月、A街区に「香取台なかだい公園」が開園しました。約1,600㎡の園内には、**芝生の広場や複合遊具、鉄棒、休憩施設のシェルターやベンチ**が設置されています。ベンチは、災害時に利用できる「かまどベンチ」の他、「背伸ばしベンチ」も設置されています。また、イロハモミジやキンモクセイ、ツツジ、アジサイなど**四季折々に鑑賞・散策を楽しめる植物が植えられています**。ぜひ一度足を運んでみてください。



(仮称)香取台地区小学校を知ろう!

令和5年4月に開校が予定されている(仮称)香取台地区小学校が、今年度7月に建設着工しました。そこで、完成イメージ図とともに小学校の概要をご紹介します。

- 開校までのスケジュール**
- 平成30年度 : 学校用地取得
 - 令和2年度 : 実施設計
 - 令和3年6月: 地元説明会
 - 令和3年7月: 建設工事
(令和5年2月頃までの予定)
 - 令和5年4月: 開校予定



と、その前に...

つくば市では、平成24年4月から市内のすべての市立小中学校において、小中一貫教育が本格的にスタートしました。中学校区を単位とした「学園」ごとにさまざまな形で小中一貫教育が実施されています。

また、2021年3月に「誰一人取り残さない」という包摂の精神に基づき、つくば市の実情に応じた教育を振興するため、第3期つくば市教育振興基本計画を策定しました。この計画では、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念としています。

問いから始める学び



異学年交流

ICT機器の活用



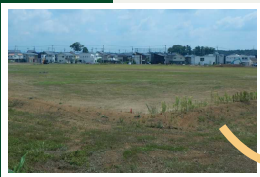
主体性を引き出す
コーチング

つくばの学びのポイント



協働的な学び

この基本理念をふまえて、 (仮称)香取台地区小学校では



こうなる!

わかりやすく 安全な ゾーニング

- ・日当たりの良い南側にグラウンドを確保し、グラウンドに面して校舎・体育館・児童クラブ・コミュニティ施設を配置します。
- ・駐車場は、「車両動線」と「グラウンドのこどもたちの活動」や「登下校アプローチ」が建物群によって完全に分離できるように敷地北側に配置します。

利便性の高い 建物配置

- ・校舎・体育館・児童クラブ・コミュニティ施設といった全ての建物が駐車場に面した配置となっていて、来訪者や職員の出入り、物品の搬出がしやすくなっています。

児童と地域の方 が出会い・ 交流が 生まれる学校

- ・校舎と児童クラブ・コミュニティ施設が向かい合う空間を「交流広場」として活用し、東側道路に面した場所に「テラス」「ステージ広場」を設け、児童と地域の方々の出会いの場を創ります。

交流の機会が 豊富な学校

- ・オープンスペースと多目的スペースを随所に配置し、同学年はもとより、積極的な異学年交流を促します。

地域の方々と 共に学び育つ 学校

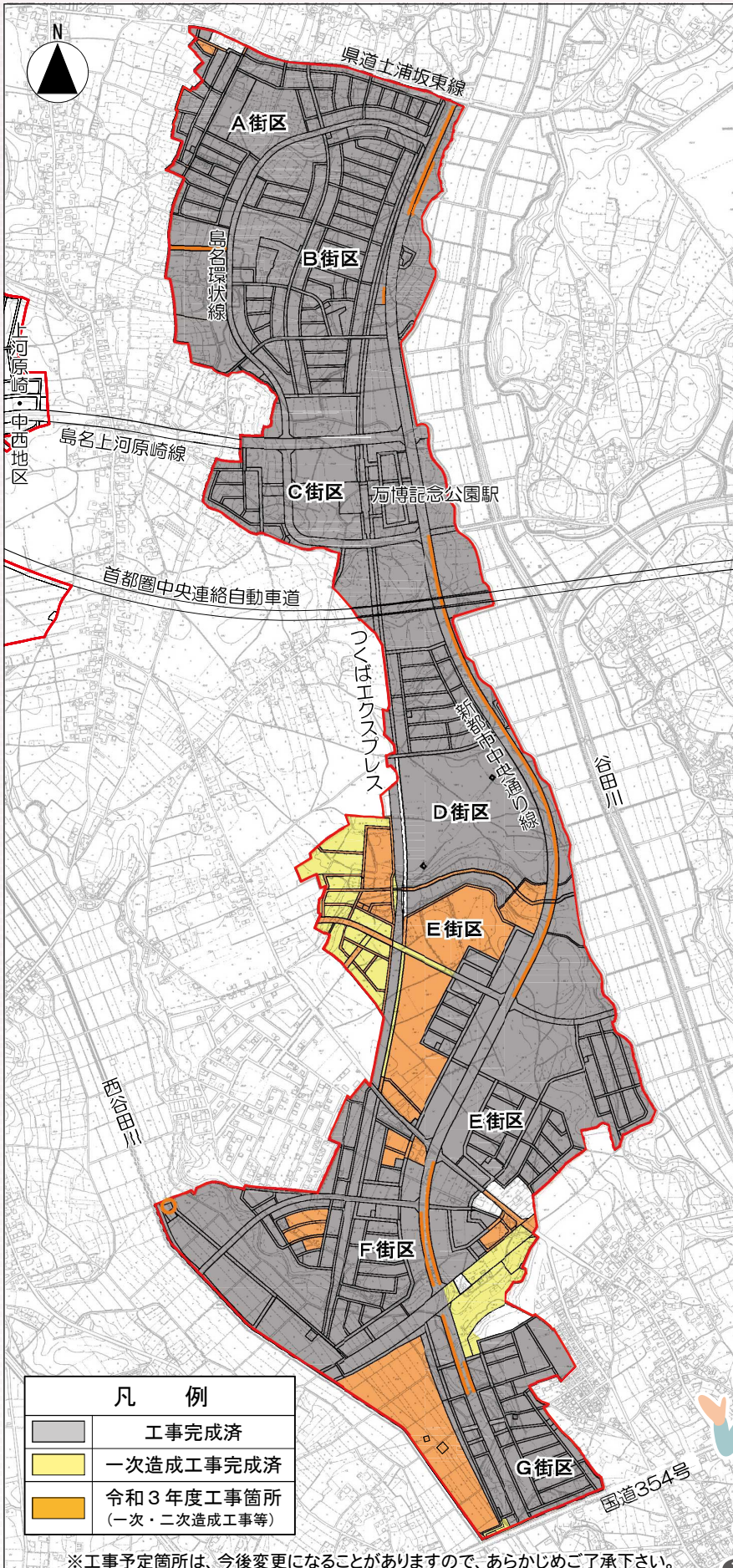
- ・地域開放エリアを想定し、体育館・駐車場に面した北側に家庭科室・音楽室・図工室をまとめて配置します。そのエリア内にエレベーターを設置することで体育館を含めた開かれた学校、地域の方々と共に学び育つ学校づくりを行います。
- ・1階の家庭科室、2階の図工室、3階の音楽室は、一部廊下に管理扉を設置することによって、地域開放の際に開放エリアと非開放エリアを分けることができます。

おわりに

島名・福田坪地区では、香取台なかだい公園の開園や土地区画整理審議会委員の改選が予定されるなど、順調に事業が進行しています。また、(仮称)香取台地区小学校も、令和5年度の開校に向けいよいよ建設工事が始まりました。島名・福田坪地区の子どもたちが(仮称)香取台地区小学校に元気に通う姿が見られる日も近づいてきました。今後とも島名・福田坪地区のまちづくりを進めて参りますので、引き続き皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年度 工事箇所について

令和3年度は、下図の箇所で工事等を予定しております。
工事箇所周辺の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力を
よろしくお願いいたします。



造成工事とは？

一次造成工事



準備工(伐採・除根等)



土工(粗造成)

工事前の準備として、樹木等の伐採や除根を行います。土質試験を行い、特性を踏まえ、宅地整備等のための粗造成を行います。

※土地造成工事など

二次造成工事

宅地や擁壁等の
整備工事



道路舗装工事



一次造成等を経て、宅地整備や道路舗装工事等を行い、宅地の仕上げを行います。
※道路改良舗装工事・街区公園工事など

上記以外にも、水道・下水・ガス等の供給処理整備等の工事も実施されています。

i-Construction とは？



i-Construction(アイ・コンストラクション)とは、建設工事において、様々な情報通信技術を活用して測量・設計・施工・検査等を行うことです。これにより、生産性や安全性の向上が期待されます。

本地区内でも、D街区で工事が行われる予定となっています。写真は UAV(ドローン)を使って、測量をしている様子です。

～施行者からのお知らせ～

【ご連絡ください】

住所や氏名、権利などの変更が生じた場合

住所や氏名、所有権などの変更が生じた場合は、土浦土木事務所つくば支所までご連絡ください。

今後重要な通知などをお届けすることができなくなる場合もありますので、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。

【届出してください】

- 住所・氏名が変わったとき
- 所有権等の権利が変わったとき
- 土地区画整理法第76条申請のとき

【事前にご相談ください】

- 土地を分筆しようとするとき



【各種ご協力をお願いします】

土地区画整理事業の工事における各種注意事項

土地区画整理事業に関わる工事を多くの箇所で開催しております。

工事施工箇所及びその周辺は非常に危険ですので、決して立ち入らないようご協力ください。

家屋建築の施主様など工事施工者の皆様におかれましては、工事現場周辺での環境への影響や事故防止等の観点から、工事等に係る建設資材等の飛散や工具類の放置などの防止について、十分にご注意なされますようお願いいたします。

廃棄物の不法投棄防止

所有地の地表、地中に廃棄物がある場合には、土地所有者の責任で処理をお願いいたします。

また、廃棄物が存在する土地については、土地区画整理事業の土地評価に影響することもありますので、不法投棄防止にご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、廃棄物が確認された土地については、当該土地所有者の現場立ち会いを行うこととなりますので、あわせてご理解・ご協力をお願いいたします。

所有地の雑草除去

景観や防犯、防塵等住環境の保全のため、所有地の適切な維持管理にご協力ください。

除草に関しましては、つくば市空き地除草条例に基づき、市で業者のあっせんも行いますので、下記までお問い合わせください。なお、県有地の除草についても、順次行ってまいります。

【お問合せ先】つくば市役所 環境保全課 電話：029-883-1111 (代)

宅内公共雨水ますの適正な維持管理

宅地の浸水を防ぐ効果を維持させるため、時々、宅内公共雨水ますの蓋を開けて、土砂などが溜まっていたら取り除くようご協力ください。

【土地の分譲について】

事業用地(店舗、事業所、共同住宅等)の分譲について

茨城県では事業用地の分譲を行っております。

事業用地取得をご検討の際にはお気軽に下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】土浦土木事務所つくば支所土地販売推進課 電話：029-839-9760

個人向け宅地分譲について

茨城県では個人向け宅地分譲を行っております。戸建住宅を建設するための用地取得をご検討の際には、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】土浦土木事務所つくば支所土地販売推進課 電話：0120-298-379

ぜひアクセスしてください！
お問合せ先の
URLやQRコードから
新着情報や
まちづくりニュースの
バックナンバーもすぐにご覧いただけます！！

【お問合せ】

茨城県土浦土木事務所つくば支所 つくば地区区画整理課
Tel.029-839-9764

〒300-2658 茨城県つくば市島名2335 (諏訪C13街区7) ウィンズヒル2階 (万博記念公園駅から徒歩1分)
<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/urado/jigyoo/index.html>

土浦土木つくば支所

検索

